

資料 4

東京都食品安全推進計画の改定について
〈答申（案）〉

平成 26 年 10 月

東京都食品安全審議会

目 次

はじめに 1

第1章 東京都食品安全推進計画改定に当たっての考え方

 第1節 計画の基本的事項 2
 第2節 食品の安全に係る課題と対応の方向性 5

第2章 食品の安全確保のための施策

 第1節 施策の体系化 8
 第2節 基本施策 10
 第3節 重点施策 20

第3章 推進計画の実施に向けた考え方

 第1節 施策の推進体制 27
 第2節 推進計画の実施と見直し 28

はじめに

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな食生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、「東京都食品安全条例」に基づき東京都食品安全推進計画を策定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。

現行計画は平成 26 年度をもって計画期間が終了となるため、東京都食品安全審議会は、平成 26 年 2 月 14 日付で知事から諮問を受け、東京都食品安全推進計画の改定について審議を行うこととなった。

食品の安全性に関する問題は、新たなリスクの顕在化や、より高度な製造技術の進展など、国内外の諸状況によって変化するため、東京都食品安全審議会は、検討部会を設置して、専門的かつ具体的な検討を行うこととした。

検討部会では、東京都食品安全条例に示された目的、基本理念等を踏まえ、食品の安全確保に係る現在の課題に対応するため、東京都食品安全推進計画を改定するに当たっての視点や、計画で示すべき事項、計画改定の考え方などについて検討を行った。

また、平成 26 年 8 月 1 日に東京都食品安全審議会で取りまとめた「答申（案）の中間まとめ」を公表し、寄せられた意見を参考にしながら、さらに検討を重ねてきた。

このたび、これらの検討を踏まえ、東京都食品安全推進計画の改定について取りまとめたので答申する。

第1章 東京都食品安全推進計画改定に当たっての考え方

東京都（以下「都」という。）は、平成17年3月、「東京都食品安全推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定（計画期間：平成17年度から平成21年度まで）するとともに、平成22年2月、推進計画を改定（計画期間：平成22年度から平成26年度まで）し、生産から消費に至る各段階で、関係各局の連携のもと、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきた。

また、都は、推進計画に基づき、食品安全に関する施策に総合的に取り組むとともに、優先的・重点的に取り組むべき施策については、その進ちょく状況を東京都食品安全審議会に報告するなど広く都民に公表し、着実に実施してきた。

しかし、現行の計画期間中においても、我が国では、ノロウイルスによる大規模な食中毒や腸管出血性大腸菌により重篤な患者が発生した食中毒、事業者による偽装表示などの事件が発生している。さらに、平成23年3月、福島第一原子力発電所事故による食品中の放射性物質の問題など、これまでにない新たな課題が生じている。

今回、推進計画を改定するに当たっては、東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号。以下「食品安全条例」という。）の基本理念のもと、推進計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、平成22年度以降に生じた食品の安全に関する諸課題や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリンピック・パラリンピック」という。）の開催も見据えた今後の課題を整理し、都における食品の安全を確保する施策を一層推進していく必要がある。

第1節 推進計画の基本的事項

1 食品安全条例と推進計画との関係

食品安全条例第7条に基づき、推進計画を策定する。

東京都食品安全条例第7条

知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下、「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品の安全の確保に関する施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

2 推進計画の基本的視点

食品安全条例は、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とし、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科

学的知見に基づく安全確保」及び「都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。

推進計画は、条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図っていくべきと考える。

3 推進計画の構成

推進計画は、食品安全条例の基本理念と計画に関する規定を踏まえ、次の三つの事項で構成する。

(1) 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系（基本施策）

食品の生産から消費に至る各段階における都の全ての施策について、「基本施策」と位置づけ、2に示した推進計画の基本的視点により総合的に体系化し、都民に明らかにする。法に基づく施策、都独自の施策、食品安全条例や東京都消費生活条例（平成6年東京都条例第110号。以下「消費生活条例」という。）等の関係条例に基づく施策などを含め、都の施策の全体像を示す。

(2) 重点的に取り組むべき施策（重点施策）

食品の安全確保を図る施策の多くは、継続的に着実に実施するべきものである。同時に、課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む施策もある。こうした施策を「重点施策」と位置づけ、可能な限り具体的な計画を都民や事業者に明らかにすることで、関係者の協力を得ながら、より効果的な推進を図る。

(3) 推進計画の実施に向けた考え方

都民や事業者の意見を反映し、関係者の相互理解のもとに施策を効果的に実施するため、施策の推進体制と進行管理の方法を示す。

4 計画期間

オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、施策の一層の推進を図るため、計画期間は平成27年度から32年度までの6年間とする。

【食品の「安全」と「安心」の考え方】

食品の安全性については、科学的な根拠に基づく評価が必ずしも都民に受け入れられないこともある。食品に対する都民の安心感は、個人の主観であり、行政や事業者への信頼度などにより、それぞれに異なった判断基準がある。

本答申では、食品にはリスクが潜在することを前提に、最新の科学的知見に基づいた対策が講じられ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準までに抑えられている状態を「安全」という概念で整理する。

また、食品にリスクが潜在することや、安全確保に向けた様々な取組がなされ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準に抑えられていることに関して、都民が十分に情報を得ることができ、不安や疑問が解消され、事業者や行政の取組に対して多くの都民の信頼が醸成されている状況を「安心」という概念として整理した。

第2節 食品の安全に係る課題と対応の方向性

推進計画の改定に当たっては、全序的な施策の継続を基本としつつ、食品安全を取り巻く現状や制度改正などの今後の動向を踏まえた課題に対応できるよう改定する必要がある。具体的には、推進計画の基本的視点に対応した以下の3点を「施策の柱」として位置づけ、課題を整理し、改定すべきである。

施策の柱1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進

1 課題

近年の都内における食中毒発生状況を見ると、ノロウイルス及びカンピロバクターによる食中毒が発生件数の半数以上を占めており、腸管出血性大腸菌による食中毒も毎年発生している。特に、ノロウイルスは、1件当たりの患者数が多く大規模となる傾向があり、腸管出血性大腸菌は、全国でみると、食肉の生食や白菜の浅漬けを原因とした死亡事例も発生している。

食品の安全確保は、事業者の責務であり、食中毒等による健康被害の発生を未然に防止するためには、食品の生産から消費に至る各段階で、事業者による自主的衛生管理を一層推進させることが必要である。

また、平成25年には、国内で製造された冷凍食品に、従業員が意図的に農薬を混入した事件が発生した。こうした食品への意図的な異物混入対策は、衛生管理対策のみでは、十分に防止することが困難な側面がある。しかし、事業者が自主的衛生管理に取り組むことは、安全な食品を提供するという従業員の意識向上にもつながることから、意図的な異物混入対策の基礎になると考える。

さらに、平成25年6月に政府が閣議決定した「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」では、「日本の食品の安全・安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するHACCP（危害分析・重要管理点）システムの普及を図る」としており、自主的衛生管理は、国際的な規格や基準と整合させるなど、国際動向を見据えて推進していくべきである。

2 対応

- 農産物の生産現場や食品の製造・調理・販売施設における自主的な取組に対し、都が独自に認証する制度の普及を図る。認証制度の普及に当たり、事業者の取組の段階に応じた認証区分の設定や認証基準の国際規格との整合などを通じて、事業者の認証取得を促進する。
- 国際基準である HACCP（ハサップ）システムの普及を図る。

施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

1 課題

近年、経済の自由化に伴い食品流通のグローバル化が進展している。我が国の食料自給率はカロリーベースで39%（平成24年度）であり、国内で消費される食料の多くを様々な国からの輸入に依存している。東京は、輸入食品の流通の中核であることから、都における輸入食品の安全確保は、都内だけでなく国内全体の安全確保に繋がる側面があり、輸入食品対策を充実させて実施していくべきである。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）の食品表示を一元化した食品表示法（平成25年法律第70号）の施行や、「日本再興戦略」で掲げられた「健康食品」をはじめとした新たな機能性表示制度の導入、飲食店メニュー等の偽装・誤表示を端緒とした不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）に基づく都道府県知事の権限強化といった新たな食品表示制度に適切に対応する必要がある。

2 対応

- 輸入食品を含めた食品の安全を科学的根拠に基づき確保するため、海外を含め幅広い分野の情報を収集し、分析・評価を行い対策を実施する。
- 新たな食品表示制度について、制度の普及や相談・監視体制の整備を行う。

施策の柱3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進

1 課題

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故に伴い、国産食品の放射性物質に関する対策が開始された。放射性物質の基準値を超える食品は減少傾向にあるが、放射性物質に関する不安を払拭するためには、生産段階や流通段階における放射性物質のモニタリング検査結果の公表や放射性物質に関する情報の周知といった対応が求められている。

食品の安全確保のためには、事業者による自主的な取組や行政による監視指導はもとより、都民自らが判断して、食品を選択できる環境づくりが必要である。このため、都民、事業者及び行政によるリスクコミュニケーションを一層活発に行い、協力して施策を推進していくことが重要である。

食物アレルギーについては、食物アレルギーを有する人にとって、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショックを引き起こすこともあり、健康へのリスクは高いものと言える。食物アレルギー対策は、表示や製造施設でのアレルギー物質の混入防止、発症時の対応など多岐に渡っており、全庁横断的に対策を進めるべきである。

2 対応

- オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、食品中の放射性物質モニタリング検査結果をはじめとした、食品安全に関する情報を世界に向けて発信する。
- 都民、事業者及び行政が様々な機会を通じて、一堂に会して行う情報や意見交換の場を一層充実させ実施していく。
- 食物アレルギー対策について、関係各局が連携し、関係者間の相互理解と協力を得ながら総合的に対策を進めていく。

第2章 食品の安全確保のための施策

第1節 施策の体系化

第1章において、推進計画の基本的視点に基づき、「施策の柱」を位置づけ、食品の安全に係る諸課題とそれらに対する対応の方向性を示した。

こうした方向性も踏まえ、推進計画を総合的に実施するため、施策を体系化し、今後進めるべき都の取組の全体像を都民に分かりやすく示すことが重要である。

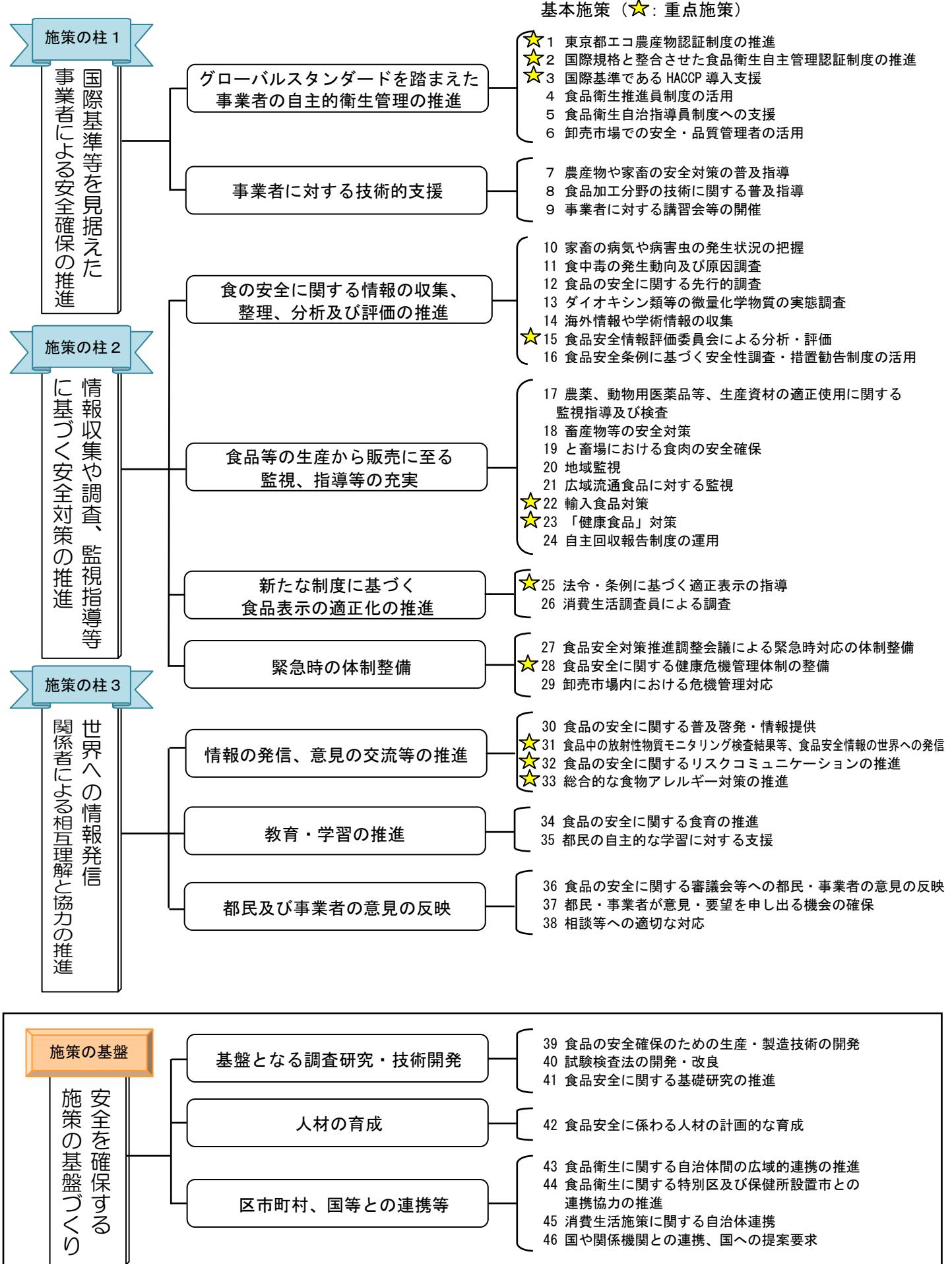
施策の体系化にあたっては、3つの「施策の柱」に加えて、科学的な施策を進めるうえでの基礎研究や、人材の育成、国や他自治体との連携など、「施策の柱」の土台となる取組を「施策の基盤」として位置づける。

「施策の柱」及び「施策の基盤」に基づいて、生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が推進している全ての食品安全確保施策を「基本施策」とし、「基本施策」を関係各局が連携して着実に実施することにより、食品の安全確保を図っていくべきである。

あわせて、「基本施策」のうち、特に重点的に取り組む施策を「重点施策」として選定し、施策を推進していくべきである。

「都における食品安全確保の総合的な体系」を次ページに示すとともに、「基本施策」及び「重点施策」の詳細をそれぞれ第2節及び第3節に示す。

都における食品安全確保施策の総合的な体系



第2節 基本施策

都における生産から消費に至る食品安全確保施策（46施策）について、以下のとおり施策の柱ごとに一覧としてとりまとめた。（★：重点施策）

【施策の柱1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進】

〈1-1 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の自主的衛生管理の推進〉

食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組を一層促進するための施策

NO	施 策	概 要
1	東京都工コ農産物認証制度の推進 (産業労働局)	安全・安心で環境に配慮した農産物の生産を振興するため、化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を認証するとともに農薬の残留検査も行い、都民に広く情報提供する。
2	国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進 (福祉保健局)	飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。 本制度のより一層の普及に向け、衛生管理向上の取組の初期段階から段階的に評価し継続的な取組を推進する新たな仕組みの構築及び活用を図る。 また、食中毒発生時におけるリスクの大きさを考慮し、重点的に認証取得を進める分野を設定することにより、計画的に認証の取得を推進していく。
3	国際基準であるHACCP導入支援 (福祉保健局)	HACCP(ハサップ)システムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。 承認施設に対し、HACCPシステムが適切・確実に行われるよう外部検証を実施する。 また、「HACCP導入型基準」について、事業者への周知や技術的支援を行う。
4	食品衛生推進員制度の活用 (福祉保健局)	食品衛生推進員に対して、食品安全に関する最新の情報を提供するなどの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。
5	食品衛生自治指導員制度への支援 (福祉保健局)	事業者団体が実施している、自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。
6	卸売市場内での安全・品質管理者の活用 (中央卸売市場)	中央卸売市場における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した「安全・品質管理者」を活用し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図る。 また、マニュアルに基づく自主的品質・衛生管理を推進する。

〈1－2 事業者に対する技術的支援〉

事業者に対して、食品の生産・加工技術や法令等に関する情報提供等を行い、食品の安全確保の技術水準の向上を図るための施策

NO	施 策	概 要
7	農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局)	生産者に対し、農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査による疾病情報の還元などの技術的な支援を行う。
8	食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)	事業者に食品技術センターの開放試験室の利用や、ニーズに対応した技術開発、最新の加工技術の普及などを行い、食品安全確保のための技術水準の向上を図る。
9	事業者に対する講習会等の開催 (福祉保健局、生活文化局)	輸入食品関係事業者講習会や「健康食品」取扱事業者講習会など、事業の内容に応じた講習会を開催し、コンプライアンスの向上や適正表示の推進、関係法令等の改正、違反事例など、事業者にとって有益な最新の情報を提供する。 各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者」に対して衛生講習会を開催し、食中毒防止など適切な衛生管理を促進する。

【施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進】

〈2－1 食の安全に関する情報の収集、整理、分析及び評価の推進〉

食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集して分析し、その結果を監視指導に活かすなど具体的な施策へ反映して健康への悪影響を未然に防止する施策

NO	施 策	概 要
10	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)	家畜保健衛生所において、動物用医薬品の適正な使用を通じて安全な畜産物を供給するため、家畜の病気の検査及び調査を実施する。 病害虫防除所において、病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導するため、病害虫の発生状況を把握する。
11	食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局)	腸管出血性大腸菌 0157、サルモネラ等の散発患者や無症状病原体保有者の喫食内容や行動、菌株の疫学的性状を調査・分析し、感染源の解明に活用する。 特別区、八王子市及び町田市との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。

NO	施 策	概 要
12	食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局、各局)	国内外の最新情報を広く収集、整理することにより、課題を発掘し、先行的に実態調査を実施する。さらに、調査結果を必要に応じて都民への情報提供、効果的な監視手法の検討など施策への反映や、国への提案要求などに活用する。
13	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)	実態調査を継続的に実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者に情報提供を行う。 ○東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査 ○都内に流通する農畜産物、魚介類を対象とした PCB、有機水銀、有機スズ化合物、カドミウムなどの有害化学物質の食品汚染実態調査 ○トータルダイエットスタディによる食事由来の化学物質等摂取量推計調査
14	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)	インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集する。
15	★食品安全情報評価委員会による分析・評価 (福祉保健局)	食品安全情報評価委員会で構成される食品安全情報評価委員会で都民生活への影響を分析・評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。
16	食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用 (福祉保健局)	規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。 調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。

〈2－2 食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実〉

関係各局が連携し、食品の生産から販売に至るすべての段階を網羅した監視指導や検査を推進していく施策

NO	施 策	概 要
17	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)	食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るために、農薬取締法、肥料取締法、飼料安全法及び薬事法等の関連法令を周知し、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導する。
18	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	食品の原材料となる家畜等の生産段階において、健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施するとともに、死亡牛・起立不能牛等の牛海綿状脳症（BSE）検査、家畜個体識別、牛用飼料の抽出検査などを実施する。 また、養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。
19	と畜場における食肉の安全確保 (福祉保健局、中央卸売市場)	と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎に検査し、疾病を排除する。 法令で定められた月齢を超える牛や起立不能牛等を対象としたBSE検査を実施するとともに、と畜解体工程における特定危険部位の確実な除去等、適正な処理について監視指導を実施する。 衛生的など畜解体作業により、食肉の安全確保を図る。
20	地域監視 (福祉保健局)	地域の営業施設・設備に対する監視指導のほか、衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。 食品に関する苦情や食中毒が疑われる事件の発生時に、原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。
21	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。 重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。 危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う。

22	 輸入食品対策 (福祉保健局)	<p>健康安全研究センター内に設置されている輸入食品の専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、カビ毒、遺伝子組換え食品、残留抗菌性物質などについて監視指導を行う。</p> <p>都内輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」を活用し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行う。</p>
23	 「健康食品」対策 (福祉保健局、生活文化局)	<p>健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示及び医薬品成分等の検査を実施する。インターネット広告等も定期的に調査し、法令等に基づき広告の適正化を図る。</p> <p>医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行う。</p> <p>都民向けパンフレット等を作成し、正しい知識の普及、危害の未然防止に努める。</p> <p>医療機関等と連携し、「健康食品」の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行う。</p> <p>新たに導入される機能性表示制度に適切に対応していく。</p>
24	自主回収報告制度の運用 (福祉保健局)	<p>事業者の自主回収情報を広く都民に公表することで、都民の協力のもと、違反食品等の迅速な回収を促進する。</p> <p>都民及び事業者に制度の周知を図る。</p>

〈2-3 新たな制度に基づく食品表示の適正化の推進〉

法令等に基づく表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策

NO	施 策	概 要
25	 法令・条例に基づく適正表示の指導 (福祉保健局、生活文化局)	関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。 食品表示法の施行に伴う栄養成分表示の義務化等の新しい表示基準について、周知を図っていく。 【食品表示に関する主な法令】 食品表示法、計量法、景品表示法、消費生活条例 等
26	消費生活調査員による調査 (生活文化局、福祉保健局)	法改正による新たな表示事項や、違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、消費者の視点から、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導することにより、都民との協働による適正表示の推進を図る。

〈2-4 緊急時の体制整備〉

予測困難な事態に迅速・的確に対応するために、緊急時における関係各局の連携を図り、危機管理対応を充実する施策

NO	施 策	概 要
27	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 (各局、事務局：福祉保健局)	庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長（福祉保健局健康安全部長）が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。
28	 食品安全に関する健康危機管理体制の整備 (各局)	健康危機管理に関する事件発生時に備え、緊急連絡網を整備するとともに、事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化する。 保健所の食品衛生監視員を中心に大規模食中毒発生時を想定した訓練を実施し、対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を強化する。
29	卸売市場内における危機管理対応 (中央卸売市場)	卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応する。

【施策の柱3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進】

〈3－1 情報の発信、意見交流等の推進〉

食品の安全に関するリスクコミュニケーションや食品安全情報の発信、食物アレルギー対策を推進する施策

NO	施 策	概 要
30	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	食品の安全に関する普及啓発資材、各局のホームページ、SNS、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供する。
31	★ 食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信 (各局)	都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果を、ホームページなどを通じて広く提供し、食品中の放射性物質等に関する不安の払拭に向け、食品安全情報を世界に向けて発信する。
32	★ 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 (各局)	食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、消費者、食品関係事業者、行政担当者など多くの関係者の間で、食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、相互理解を図る。
33	★ 総合的な食物アレルギー対策の推進 (福祉保健局、各局)	食品を取り扱う事業者に対してアレルゲン管理についての技術指導を行う。 アレルギー物質に係る検査体制を整備し、アレルギー表示等の適正化を図る。 学校・保育所等において食物アレルギーを持つ子供の日常生活管理や症状が出現した際の対応等について、関係各局が連携して関係者向けの研修を行うなど、基礎的な知識を普及し、誰もが安心して生活できる環境づくりを進める。

〈3－2 教育・学習の推進〉

都民や事業者が求める正しい情報を必要とするときに入手できる環境の整備や、地域、学校、家庭における食育の推進を図るための施策

NO	施 策	概 要
34	食品の安全に関する食育の推進 (産業労働局、各局)	都民向けの講座や講習会、学校教育の場、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。
35	都民の自主的な学習に対する支援 (各局)	食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。

〈3－4 都民及び事業者の意見の反映〉

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるために、科学的な評価を踏まえ、都民・事業者の意見を反映させた施策を実施するための施策

NO	施 策	概 要
36	食品安全審議会、消費生活対策審議会、都の各保健所における地域保健医療協議会や食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。 審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。	食品安全審議会、消費生活対策審議会、都の各保健所における地域保健医療協議会や食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。 審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。
37	消費生活条例に基づく「申出」の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。 全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (生活文化局、各局)
38	保健所や消費生活総合センター等に都民から寄せられる苦情や相談等は、食品による重大な健康危害事例等を探知するための重要な情報ともなり得ることから、これら苦情や相談等を受け付けた際には、保健所等において関係機関と連携し適切に調査を実施する。 また、調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、適切に対応する。	相談等への適切な対応 (各局)

【施策の基盤 安全を確保する施策の基盤づくり】

〈4－1 基盤となる調査研究・技術開発〉

検査・分析法の開発やより高度な衛生管理の手法など、安全確保対策の基礎となる研究・技術開発を推進するための施策

NO	施 策	概 要
39	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	食品の殺菌や保存などの技術に関する試験研究や残留農薬低減技術の検討など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。
40	試験検査法の開発・改良 (福祉保健局)	検査法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを進める。 試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。
41	食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局)	食中毒を起こす微生物等の性状や病原性の発生機序等の研究を推進し、その成果を学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映させる。

〈4－2 人材の育成〉

食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品の安全や安全対策についての知識を持った人材を育成するための施策

NO	施 策	概 要
42	食品安全に係わる人材の計画的な育成 (福祉保健局、各局)	食品衛生監視員をはじめとする食品安全に係わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会、専門研修等を実施するとともに、各種研修会等への派遣を行うなど、資質の向上を図る。

〈4－3 区市町村、国等との連携等〉

首都圏をはじめとする他自治体、国や関係機関等と定期的な情報交換を行うことにより、広域的な連携を強化し、適切な対応を行うための施策

NO	施 策	概 要
43	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (福祉保健局)	全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場衛生検査所協議会、首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。 違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。
44	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (福祉保健局)	保健所を設置する自治体である特別区、八王子市及び町田市と都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区市一体となった取組を進める。
45	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)	消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。
46	国や関係機関との連携、国への提案要求 (福祉保健局)	食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。 食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化、表示制度等について、必要に応じて国への提案要求を行う。

第3節 重点施策

1 重点施策の選定の考え方

食品の安全確保のためには、「基本施策」を継続的に着実に実施していくことが求められる。

同時に、食品安全を取り巻く課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む施策もある。こうした施策については、第1章第2節の食品の安全に係る課題と対応の方向性を踏まえつつ、以下の3つの視点に基づき「基本施策」から選定し、これを「重点施策」と位置づけ、次期推進計画の実施期間である6か年の間に具体的な成果が得られるよう、施策の推進を図るべきである。

重点施策の選定の視点

- I 食品安全に関する事件・事故の未然防止・拡大防止対策の充実
- II 国際動向を踏まえた自主的衛生管理の普及拡大や食品表示などの新たな制度への対応
- III 食品の安全に関する情報の世界への発信や関係者間の協力・相互理解の促進

2 重点施策の内容

重点施策の選定の視点に基づき、以下の11の施策を重点施策として選定し、実施に向けて求められる事項をまとめた。

<重点施策1> 東京都エコ農産物認証制度の推進

食品の安全や安心の確保のためには、食品流通の出発点である生産段階において、生産者の自主管理を促進する取組が重要である。

また、平成25年度に実施された都民アンケート（以下「都政モニターアンケート」という。）においても、食品の生産から消費までの段階のうち、食品の安全を確保するために最も重要な段階は、生産段階であると答えた人の割合が、55.6%と半数以上を占めており、都民の関心が高いと考えられる。

さらに、生産段階では、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料を削減するといった環境に配慮した取組も評価されるべきものである。

このため、都は、このような取組が行われた農産物を、取組の段階に応じて認証するとともに、認証された農産物の栽培状況の確認や、残留農薬の分析を実施して、そ

の結果を PR することにより、消費者が安心して商品を選択することへの大きな支援になるものと考えられる。

【具体的な事項】

- 環境に配慮した栽培技術の普及
- 認証対象農産物の増加に向けた検討
- 生産者や食品事業者、消費者への制度や認証マークの周知

＜重点施策 2＞ 国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進

食品の安全に関する事件・事故を未然に防止するためには、事業者による自主管理が重要である。

都の独自の制度である食品衛生自主管理認証制度は、対象が食品衛生法と食品製造業等取締条例（昭和 28 年東京都条例第 111 号）に規定された全ての業種に渡っており、食品の製造・調理・販売のあらゆる段階における自主管理を促す制度である。

また、認証基準を国際規格と整合させ、事業者の国際認証取得へのステップとなるような制度もある。

都は、これまででも食品衛生自主管理認証制度の普及に取り組んできたが、今後、事業者の衛生管理の達成段階に応じて、確認や評価を行うことにより、事業者の自主的衛生管理の普及拡大を促し、認証取得に繋げるようにするなど、より制度の普及を図っていく必要がある。

【具体的な事項】

- 「本部認証」や「特別認証」の活用による認証制度の普及
- 事業者の衛生管理の達成段階に応じた確認や評価の実施
- 都の審査事業者に対する監査による制度の信頼性の確保
- 重点的に認証取得を進める分野の設定

＜重点施策 3＞ 国際基準である HACCP 導入支援

HACCP（ハサップ）は、国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会によりガイドラインが示され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたシステムであり、我が国においても、食品衛生法により「総合衛生管理製造過程」承認制度が法的に位置づけられている。

また、国は、将来的な HACCP の義務化を見据えつつ、段階的な導入を図る観点から、同法に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合

の技術的助言である「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」を改正し、より HACCP の普及を進めている。

今後、都は当該指針に基づき関係条例を改正し、新たに HACCP を用いて衛生管理を行う場合の基準（HACCP 導入型基準）を規定するとともに、関係事業者への制度の周知や技術的支援を行い、国際基準である HACCP の導入を支援していくべきである。

【具体的な事項】

- 総合衛生管理製造過程の承認を目指す施設への技術的支援
- 総合衛生管理製造過程承認施設への外部検証の実施
- HACCP 導入型基準の関係条例の規定
- HACCP 導入型基準の周知・技術的支援

＜重点施策 4＞ 食品安全情報評価委員会による分析・評価

食品安全による健康への悪影響を未然に防止するためには、まず、都自らが食品安全に関する情報を継続的に収集し、過去のデータを含めて分析し、科学的知見に基づき評価した上で、その結果を速やかに施策へ反映させることやこれらの経過を分かりやすく都民に提供することが求められる。

このため、都は、学術情報や海外情報など、食品安全に関する情報を広く積極的に収集し、得られた情報の信頼性や都民に対する情報提供の必要性等について、知事の附属機関である食品安全情報評価委員会の分析・評価を経て、より分かりやすく的確に都民等に情報を発信していくべきである。

【具体的な事項】

- 海外情報などの食品安全に関する情報の収集
- 食品安全情報評価委員会による情報の分析・評価
- 都民等への情報発信

＜重点施策 5＞ 輸入食品対策

輸入食品に対する都民の不安は強く、都政モニターアンケートにおいても、食品安全性をより確保するために都が取り組むべきこととして、輸入食品に対する監視指導を選択した割合が 56.6%を占めていたことから、輸入食品対策のさらなる充実が求められていると言える。

輸入食品の安全確保については、国の水際での対策が一義的であることは言うまでもないが、通関・都内流通後は、都で設置している専門監視班を中心として、都内の輸入業、輸入食品の倉庫業などに対して重点的な監視指導を実施することが、最も効

率的かつ効果的である。

また、監視指導の際には、国からの情報も含めた最新の海外情報等を踏まえ、適切な対応を取ることが肝要である。

さらに、輸入事業者自らが行う自主的な衛生管理の推進を図ることも重要な点である。違反事例や関係法令に関する最新情報の提供を目的とした、輸入事業者を対象とする講習会を開催するなど、輸入事業者の自主管理を支援する施策を継続的に実施していくべきである。

【具体的な事項】

- 専門監視班による監視の実施
- 輸入農畜水産物の検査の実施
- 海外で使用される農薬等の検査法の開発
- 輸入事業者講習会の開催
- 専門監視班による輸入事業者の自主管理の支援

＜重点施策6＞ 「健康食品」対策

総務省が実施した家計調査によると、平成25年におけるサプリメントなどの健康保持用摂取品の一世帯当たり年間支出金額は14,960円であり、都民の生活にも広く浸透していることが考えられる。

しかし、これら日常にあふれる「健康食品」については、一部に、医薬品成分を混入させたものや、これまで一般に飲食に供されなかつたものが使用されるなど、摂食による健康被害が報告されている。

また、食品に係る健康保持増進効果に関する不適正表示も見受けられているため、このような製品が流通することのないよう、今後も行政による監視指導の一層の徹底が求められる。

さらに、現在、消費者庁において、「健康食品」をはじめとした加工食品や農林水産物を対象として、企業等の責任で科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策が検討されている。

このような状況を踏まえると、関連事業者を対象として、食品表示法や薬事法（昭和35年法律第145号）、景品表示法など、「健康食品」に関する法令の周知を図るため、定期的に講習会を開催し、事業者の意識を向上させることが重要である。

あわせて、「健康食品」を安全に利用するための注意事項などについて、都民への普及啓発を充実すべきである。

【具体的な事項】

- 流通市販品に対する監視指導
- 「健康食品」による健康被害事例専門委員会 の運営
- 事業者講習会の開催
- 福祉保健局サイト「健康食品ナビ」や啓発資材等を通じた都民への普及啓発
- 新たな機能性表示制度への適切な対応

<重点施策7> 法令・条例に基づく適正表示の指導

食品表示は、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという重要な役割を果たしている。適切な食品表示によって事業者から都民へ正確な情報を提供することで、都民が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択ができる環境づくりを進めることが可能となる。

昨年6月、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する基準を一元化した食品表示法が公布された。また、広告・表示全般に関する規制法である景品表示法では、都道府県知事の権限強化が見込まれる状況である。

このような制度改革を踏まえ、都は、消費者庁を始めとする関係機関や他自治体、関係各局と連携を図りながら、相談・監視体制を整備し、適正表示を推進していく必要がある。あわせて、食品を取り扱う事業者が、表示の重要性を認識し、関係法令の理解を深めて正しい表示に取り組めるよう支援していくことが重要である。

【具体的な事項】

- 消費者庁など関係機関との連携
- 新しい制度に応じた相談・監視体制の整備
- 適正表示推進者育成講習会等の開催
- DNA鑑定等による食品表示の科学的検証の実施

<重点施策8> 食品安全に関する健康危機管理体制の整備

食品による大規模あるいは重大な健康被害の発生や、その発生が疑われる場合、原因が特定できない段階であっても、都の関係各局が連携し、関係機関の協力のもと、被害の拡大防止及びあらゆる可能性を考慮した再発防止を図る必要があり、平常時において、国や関係自治体、警察等を始めとする関係機関との連携体制を構築、強化すべきである。

そのためには、インターネット回線を使用したテレビ会議等による関係者間の訓練を実施することや、緊急時対応マニュアルなどの実効性を確保するために、関係各局及び関係機関が参加する訓練を通じて常にマニュアルの検証を行うなど、迅速かつ適

切な対応方法を確立しておくことが重要である。

また、都民や事業者などへの情報発信の視点からは、マスメディアやホームページ等を通じた情報発信方法について、緊急時に迅速で正確な情報提供が可能となるよう平常時から準備すべきである。

【具体的な事項】

- 関係機関との連携体制の構築
- 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施
- 緊急時の情報の収集・発信

<重点施策9> 食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信

平成23年に発生した福島第一原子力発電所の事故により、我が国では、食品中の放射性物質対策を実施しており、都では、国からの通知に基づき、生産現場における農畜水産物の検査を実施し、放射性物質の基準値を超えた食品が出荷されないよう取り組むとともに、都内に流通する生鮮食品や加工食品のモニタリング検査を実施している。都民の不安を取り除くためにも、検査結果や放射性物質に関する知識の情報提供を行っていくことが重要である。

このような動向を踏まえると、食品の安全確保を着実に実施することはもちろん、食品中の放射性物質モニタリング検査結果をはじめとした都の取組など、食品の安全に関する情報を世界へ向けて発信していくことも、求められていると言える。

都は、オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、食品安全情報の世界への発信に向けて、今後の具体的な検討も含め、実施していくべきである。

【具体的な事項】

- ホームページ等を通じた都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果等の情報提供
- 食品安全情報の世界への発信に向けた施策の検討

<重点施策10> 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

進展する食品流通のグローバル化や食品の生産・加工技術の開発に伴い、食品に新たなリスクが顕在化することがある。このようなリスクも含めた食品の安全確保について、行政、都民、事業者が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことは重要である。こうした関係を築いていくため、関係者が様々な機会を通じ、一堂に会して、それぞれの考え方や取組を情報交換し意見交流を行う、リスクコミュニケーションをより活発に行っていくべきである。

また、リスクが正しく理解できるよう、ホームページや啓発資材、体験型セミナー等を通じて分かりやすい情報の提供を充実させていく必要がある。

【具体的な事項】

- 都民フォーラムの開催など関係者による活発な意見交換
- ホームページ、啓発資材等による情報提供の充実
- 児童を対象とした体験型セミナーの開催

＜重点施策 11＞ 総合的な食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすことのあるアナフィラキシーショックを起こすこともあり、このような症状を起こさないように予防することや、症状が起きたときに適切に対応することが重要である。

そこで、食物アレルギーを持つ人が選択できる食品を提供するために、食品の製造や調理施設に対してアレルギー物質の混入防止のための技術指導を行うほか、食品の表示が義務付けられているアレルギー物質（乳、卵、そば、小麦、落花生、えび、かに）について、流通する食品に適正な表示がなされていることを確認することが求められる。

また、国では、外食等における情報提供の在り方について検討が進められており、このような規制の動向を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

さらに、食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる環境づくりを進めるために、食物アレルギーを持つ児童の日常生活の管理や、食物アレルギー症状発生時の緊急時対応などについて、学校や保育所、幼稚園等への普及を、関係各局が連携して進めることが必要である。

【具体的な事項】

- 食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導
- アレルギー表示に係る監視指導、検査体制の充実
- 学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談、緊急時対応等に係る人材の育成

第3章 推進計画の実施に向けた考え方

推進計画の施策を計画的かつ総合的に進めるためには、都における推進体制を確立するとともに、実施状況を定期的に確認し、適切に進行管理を図っていく必要がある。

このため、次期推進計画を実施するに当たり、以下のとおり具体的に留意すべき事項を示す。

第1節 施策の推進体制

都として食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局の適切な連携を図っていくことが最も重要である。このため、平成15年に設置された「食品安全対策推進調整会議」の一層の活用を図り、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るための取組を積極的に推進していくことが重要である。

また、都内に流通する食品の多くは海外や道府県で生産・製造されたものである。関係各局が国や他自治体との連携を強化し、都外の生産・製造の現場に関する情報等を積極的に収集して、都における生産から消費に至るまでの一貫した食品の安全確保対策に活用することが求められている。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めて行くため、食品安全条例に定める知事の附属機関である「食品安全審議会」からの意見や提言を活用することや、「食品安全情報評価委員会」における情報の分析・評価を踏まえ、適切な未然防止策を推進していくことなどが必要であり、各局の審議会等の意見なども同様に活用すべきである。

第2節 推進計画の実施と見直し

次期推進計画を着実に推進していくために、第2章に掲げた重点施策を中心に、その進ちょく状況等を、計画の推進に関与する全ての人たちが把握し、適切な点検と進行管理を行っていくことが必要である。これらの進ちょく状況は、年度毎に食品安全審議会へ報告し、審議会からの意見を聴くとともに、推進計画の中間時期において、進ちょく状況を広く都民にも公表するべきである。

また、食品の安全に関する問題は、推進計画の改定時点では十分に認識されていない新たなリスクが途中段階で顕在化したり、より高度な製造技術の進展やより迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、科学技術の進歩や国内外の諸状況によって大きく変化する。

このため、このような変化が想定を超えて大きい場合などには、計画の途中段階にあっても、食品安全条例の規定に基づき、必要に応じて推進計画の見直しを検討すべきである。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営むうえで、最も重要な事項である。都は本報告に示された考え方に基づき、全庁的な推進体制の充実を図り、食品安全を取り巻く状況を十分に考慮して、次期推進計画を策定し、着実に実施する必要がある。

このことにより、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことにつながると考える。